

春日井市地域包括支援センター運営方針

I 目的

この方針は、地域包括支援センター（以下「支援センター」）の理念や運営上の基本的な考え方を明確にするとともに、支援センターの円滑かつ効率的な実施に資することを目的に、介護保険法第115条の47第1項に基づき策定するものです。

II 理念

支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関としての機能をめざします。

III 方針

1 公益性の視点

- ・支援センターは、介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」としての自覚を持って、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- ・支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 地域性の視点

- ・支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関であるため、担当地域を分析することで課題や社会資源を発掘し、多様化するニーズに対応できる柔軟性のある支援を実践します。
- ・地域包括支援センター運営等協議会や地域ケア会議等を通じて、関係団体や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域の課題の解決に向けてネットワークの強化を図ります。

3 協働性の視点

- ・地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等と連携を図りながら活動します。
- ・支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種、多様な視点から問題解決をできる力を養うなど個々のスキルアップを図り、職員相互が情報を共有し、業務全体を「チーム」として支えます。